

コンプライアンス研修 「服務・懲戒処分・交通違反等の根絶について」

〈交通違反の事例〉

①男性教諭は、出勤中の県道を、法定速度を 52 キロ超える 119 キロで走行した。速度違反取り締まり装置（オービス）で速度超過が発覚した。男性教諭は、「家を出るのが遅くなり、スピードを出してしまった」と話している。

処分（ \_\_\_\_\_ ）

②女性教諭は、帰宅後実家に向かって途中の国道を、法定速度を 41 キロ超える 101 キロで走行した。

処分（ \_\_\_\_\_ ）

③男性教諭は、酒気を帯びた状態でシェアリングサービスの小型特殊自動車を運転して路上を走行した。

処分（ \_\_\_\_\_ ）

○事例を見て、どのようなことに気をつけたら良いと思いますか。

[ \_\_\_\_\_ ]

☆セルフチェックシート

No.	内容	回答
1	自家用車等を運転する際、速度超過とならないよう、時間に余裕をもって出発するようにしている。	
2	勤務時間外に交通事故を起こした場合や、どんな軽微な事故であっても、その場で必ず警察に届けるとともに、管理職にも報告することを理解している。	
3	飲酒をしたら自家用車等を運転しないのはもちろんのこと、たとえ少量であっても、判断力や運動機能等の低下を招き、思いがけず取り返しのつかない事故につながる可能性があることを認識できている。	
4	原則、飲酒を伴う会合等には、自家用車で行っていない。やむを得ず自家用車等で行って飲酒する場合は、事前に帰宅方法を確保するとともに、自家用車等で来ていることを周囲に告げ、飲酒運転を絶対にしないことを徹底している。	
5	飲酒後に睡眠をとっても、飲酒運転となる場合があることを理解している。	
6	翌日に自家用車等を運転する場合、体内にアルコールが残らないよう、飲酒量を制限している。	
7	出張等の際、自家用車等を運転する場合は、アルコール検知結果（酒気帯びの有無）を管理職等に報告している。	
8	飲酒運転であることを知りながらその車両に同乗した職員、又は運転することを知りながら飲酒をすすめた上、飲酒運転を止めなかった職員は、罪に問われることを認識し、お互いに声を掛け合って、節度ある行動をすることができている。	